## 本年度も被扶養者資格確認調査を実施します

### 被扶養者の資格確認についてご協力をお願いします



本組合では、医療給付を適正に行い、かつ短期給付財政の安定化を図ること等を目的として、認定中の被扶養者が認定要件を満たされているか、また今後も引き続き認定要件を満たす見込みがあるかを確認するため、「被扶養者資格確認調査」を実施しております。この趣旨をご理解いただき、調査にご協力をお願いします。

例年6月~8月にかけて行っております被扶養者の資格確認調査について、本年も6月 に実施いたします。

毎年調査による被扶養者の資格取り消しが多く発生していることから、日ごろから被扶養者の状況を把握していただきますようお願いいたします。

#### 調査の方法

調査対象となる組合員の方には、「被扶養者資格確認届書」を所属所経

由で配布いたしますので、ご記入いただき添付書類と併せてご提出をお願いします。

※添付書類はその方の状況により異なります。

#### 被扶養者資格の取消

この調査で被扶養者の収入や生計の実態などで被扶養者の

認定要件を満たしていないことが判明した時は、その要件を満たさなくなった日まで遡って資格を取消します。

また、「被扶養者資格確認届書」を期限内に提出されないときは、被扶養者資格が無効となりますので必ず期日までに提出してください。

#### 令和4年10月1日認定分より

# 組合員の年間所得を 上回る場合は、被扶養者適用除外 となります。

本組合被扶養者認定取扱い要綱で、被扶養者認定の条件を「主たる組合員の収入により生計を維持する者」と規定し、現在は被扶養者の年間所得の認定限度額により判定しています。 より適正な認定につなげるため、この度「組合員の年間所得に関する基準」を明文化しましたのでお知らせします。